

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	と畜場法	根拠条項	資料番号	58	担当課	薬務衛生課
			法第4条第1項	許認可等の内容	と畜場設置の許可	
<p>と畜場法</p> <p>第五条 都道府県知事は、前条第一項の規定により許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が左の各号の一に該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないとき、同条同項の許可を与えないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 人家が密集している場所</li><li>二 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所</li><li>三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所</li></ul> <p>2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の規定による許可を受けたと畜場(以下単に「と畜場」という。)につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限することができる。</p> <p>と畜場法施行令</p> <p>(一般と畜場の構造設備の基準)</p> <p>第一条 と畜場法(以下「法」という。)第五条第一項の規定による一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 係留所、生体検査所、処理室、冷却設備、検査室、消毒所、隔離所及び汚物処理設備並びに当該と畜場内において食肉(食用に供する内臓を含む。第五号において同じ。)の取引が行われ、かつ、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。)が特に必要があると認めた場合には、取引室を有すること。</li><li>二 係留所には、生後一年以上の牛及び馬については一頭ごとに、その他の獣畜については適宜に、これを係留し、又は収容することができる区画が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他血液及び汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。</li><li>三 生体検査所は、次の要件を備えること。<ul style="list-style-type: none"><li>イ 床は、不浸透性材料で築造されていること。</li><li>ロ 獣畜の計量及び保定に必要な設備が設けられていること。</li></ul></li></ul>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	と畜場法	根拠条項	資料番号	58	担当課	薬務衛生課
			法第4条第1項	許認可等の内容	と畜場設置の許可	
<p>八 法第十四条第一項の検査の事務に従事する者の手指及びその者が使用する器具の洗浄又は消毒に必要な設備が設けられていること。</p> <p>ニ 洗浄又は消毒に必要な設備は、第八条第二項に規定する措置を講ずるために必要な数が適当な位置に設けられていること。</p> <p>四 処理室は、次の要件を備えること。</p> <p>イ と室、病畜と室、内臓取扱室及び外皮取扱室に区画され、各室に、直接処理室外に通ずる出入口が設けられていること。</p> <p>ロ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。</p> <p>ハ 内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、床面から少なくとも一・二メートルまで、不浸透性材料で腰張りされていること。</p> <p>ニ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。</p> <p>ホ 内臓検査台、内臓処理台、内臓運搬具、と肉懸ちよう器及び計量器が備えられていること。</p> <p>ヘ 獣畜のとさつ又は解体を行う者及び法第十四条第二項又は第三項の検査の事務に従事する者の手指並びにこれらの者が使用する器具の洗浄又は消毒に必要な設備が設けられていること。</p> <p>ト 洗浄又は消毒に必要な設備は、法第九条に規定する措置及び第八条第二項に規定する措置を講ずるために必要な数が適当な位置に設けられていること。</p> <p>チ 洗浄又は消毒に必要な温湯を十分に供給することのできる給湯設備が設けられていること。</p> <p>リ 飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備が設けられていること。</p> <p>五 冷却設備は、食肉を十分に冷却することのできるものであること。</p> <p>六 検査室には、検査台その他検査に必要な器具が備えられ、かつ、給水設備が設けられていること。</p> <p>七 消毒所には、獣畜の部分等であつて、ウイルスを伝染させるおそれがあると認められるものの消毒に必要な設備が設けられ、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。</p> <p>八 隔離所には、隔離された獣畜の汚物及び汚水を消毒することのできる設備が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	と畜場法	根拠条項	資料番号	58	担当課	薬務衛生課
			法第4条 第1項	許認可等の 内容	と畜場設置の許可	
<p>九 汚物処理設備は、次の要件を備えること。</p> <p>イ 汚物だめ並びに血液及び汚水の処理設備を有すること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させると畜場にあつては、血液及び汚水の処理設備を設けないことができる。</p> <p>ロ 汚物だめは、処理室及び取引室から適当な距離を有し、かつ、不浸透性材料で築造され、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>ハ 血液及び汚水の処理設備は、処理室及び取引室から適当な距離を有し、かつ、血液及び汚水の浄化装置を有すること。</p> <p>十 取引室は、次の要件を備えること。</p> <p>イ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。</p> <p>ロ 内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、床面から少なくとも一・二メートルまで、不浸透性材料で腰張りされていること。</p> <p>ハ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。</p> <p>ニ と肉懸ちよう器及びハンガーレールが備えられていること。</p> <p>ホ 飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備が設けられていること。</p> <p>十一 その他都道府県(保健所を設置する市にあつては、市)が条例で定める構造設備を有すること。</p> <p>(簡易と畜場の構造設備の基準)</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定による簡易と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 処理室、検査所、消毒所及び汚物処理設備並びに生体検査及び隔離を行うために必要な敷地を有すること。</p> <p>二 処理室は、次の要件を備えること。</p> <p>イ 内臓及び外皮をそれぞれ各別に取り扱うことができるように、適当な区画が設けられていること。</p> <p>ロ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。</p> <p>ハ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。</p> <p>ニ 内臓検査台、と肉懸ちよう器及び計量器が備えられていること。</p> <p>ホ 飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備が設けられていること。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	と畜場法	根拠条項	資料番号	58	担当課	薬務衛生課
			法第4条第1項	許認可等の内容	と畜場設置の許可	
<p>三 検査所には、検査台及び給水設備が設けられていること。</p> <p>四 消毒所には、消毒に必要な設備が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。</p> <p>五 汚物処理設備は、次の要件を備えること。</p> <p>イ 汚物だめ並びに汚水だめ又は血液及び汚水の処理設備を有すること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させると畜場にあつては、汚水だめ並びに血液及び汚水の処理設備を設けないことができる。</p> <p>ロ 汚物だめ及び汚水だめは、処理室から適当な距離を有し、かつ、不浸透性材料で築造され、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>ハ 血液及び汚水の処理設備は、処理室から適当な距離を有し、かつ、血液及び汚水の浄化装置を有すること。</p> <p>(と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合)</p> <p>第四条 法第十三条第一項第四号の規定により、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつすることができるのは、左の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一 災害その他の事故により、と畜場が滅失し、又はその設備がき損し、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合</p> <p>二 離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であつて、且つ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合</p> <p>と畜場法施行条例</p> <p>(一般と畜場の有すべき構造設備)</p> <p>第2条 政令第1条第11号の条例で定める構造設備は、次に掲げる基準に適合する構造設備とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一般と畜場の周囲は、塀その他獣畜の逸走を防止するための構造物が設けられていること。</li><li>外部から建物内を見通すことができないようにするための設備を有すること。</li><li>一般と畜場の敷地は、雨水等を排水するための排水溝が設けられ、道路、駐車場及び建物の出入口周辺が舗装されていること。</li></ul>						

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	58	担当課	薬務衛生課
法令名	と畜場法	根拠条項	法第4条 第1項	許認可等の 内容	と畜場設置の許可	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 獣畜を運搬する車両の洗浄設備が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料で築造され、排水及び清掃に便利な構造を有すること。</li><li>・ 解体された牛の肉、内臓、血液、骨及び皮を牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第1項の規定による牛海綿状脳症に係る検査の結果が判明するまでの間、衛生上支障のない方法で保管するために必要な設備が設けられていること。</li></ul>						